大分県地域防災計画の修正案の概要



大分県生活環境部 防災局 防災対策企画課



大分県地域防災計画の位置付け

災害対策基本法

・国民の生命や身体、財産等を災害から保護するため、公共機関の体制を整備し、責任の所在や必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的な防災行政の整備・推進を図る。

防災基本計画(災害対策基本法第34条)

- ・中央防災会議(会長:内閣総理大臣)が作成。
- ・災害や災害防止に関する研究の成果、災害応急措置の 効果を踏まえて毎年検討を加え、必要があると認める ときは修正しなければならない。



大分県地域防災計画(災害対策基本法第40条)

- ・大分県防災会議が防災基本計画に基づき作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正。
- ・県や関係機関の役割を明確にして災害対応体制を整備し、住民の生命、財産を保護することを目的としている。

地震·津波対策編 ·地震災害

- 地辰火百
- ·津波災害

風水害対策編

- ·豪雨·台風災害
- ・その他の気象災害
- ·火山災害

事故等災害対策編

- ·海上災害 ·道路災害
 - 災害·大規模火災
- ·航空機災害 ·放射性物質事故 ·林野火災
- ・鉄道災害・・危険物等災害・・その他の災害



市町村地域防災計画(災害対策基本法第42条)

- ・市町村防災会議が防災基本計画に基づき作成し、毎年検討を加え、必要があると認める時は修正。
- ・都道府県の地域防災計画に抵触するものであってはならない。



大分県地域防災計画修正案の概要

主な修正項目

- 1. 国の防災基本計画の修正内容の反映
 - (1)令和3年7月の大雨による災害を 踏まえた修正 盛土対策の強化 安否不明者等の氏名等公表
 - (2)その他 海底火山噴火に伴う軽石等の除去 避難所での食物アレルギー対策

2. 県等の防災関連施策の進展による修正

災害時交通マネジメント検討会の設置

流域治水の推進

応援体制等の強化

大分県地震·津波防災アクションプランの中間見直しの反映

指定地方公共機関の追加





国の防災基本計画の修正内容の反映

(1)令和3年7月の大雨による災害を踏まえた修正 【背景】

- ·静岡県熱海市で大雨に伴い<mark>盛土が崩壊し、土石流が</mark> 発生。(死者27名、行方不明者1名、全・半壊64棟)
- ·静岡県が安否不明者の名簿を公表し、救助対象者の 絞り込みにつながった。
- ·災害発生を受け、全国で盛土の総点検を実施 (全国3.6万箇所、大分県722箇所)
- ·令和4年5月、<mark>盛土規制法成立</mark> (宅地造成等規制法の改正、1年以内に施行)



R3.7 熱海市伊豆山地区の被害状況

盛土対策の強化(風水害編 第2部第2章第2節)

【県修正案(新設)】

·県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等で危険が確認された盛土について、速やかに各法令に基づ〈是正指導を行うものとする。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県は適切な助言や支援を行うものとする。



国の防災基本計画の修正内容の反映

安否不明者の氏名等公表(地震・津波編 第3部第4章第9節、風水害編 第3部第4章第9節)

【県修正案(新設)】

・県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針(令和4年3月31日伺定)」に基づいて行うものとする。

災害時における安否不明者の氏名等の公表基準

- ・基本的には家族の同意があり、住民基本台帳の閲覧制限がなければ、氏名、住所(大字まで)、 年齢、性別、被災状況(死者は死因)を公表
- ・非公表とする場合であっても、住所(市町村名)、年代、性別等、個人が特定されない範囲で公表

被災者区分	家(遺)族の同意	台帳閲覧制限なし	公表·非公表
			公表
死者		×	非公表
	×	-	非公表
			公表
行方不明者		×	非公表
	×	-	非公表
安否不明者	確認するいとまが		公表
	ないとき	×	非公表



国の防災基本計画の修正内容の反映

(2)その他

漂流軽石除去(各編 第3部第2章第16節)

【国修正概要】

・令和3年8月の小笠原諸島の海底火山噴火により、沖縄県などに軽石が漂着し、 漁船が運航できない等の被害が発生したことから、港湾管理者及び漁港管理者の 軽石除去の対応等について新設。

【県修正案】

(港湾、漁港の応急復旧)

・管理者による「<mark>漂流物</mark>集積場所の確保」 → 「<mark>障害物</mark>集積場所の確保」 漂着物・沈下物等も含んだ内容に修正

避難所での食物アレルギー対策(各編 第3部第4章第1節)

【国修正概要】

・平成30年7月豪雨に関する国調査で、誤食が不安で避難しなかった者がいたことから、 物資の供給・調達における食物アレルギー対策について新設。

【県修正案】

・市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。



災害時交通マネジメント検討会の設置(各編 第3部第2章第16節)

【背景】

- ·平成30年7月豪雨で広島市、呉市間の道路や鉄道が甚大な被害を受けたため、移動 の需要が国道31号に集中して大渋滞が発生。
- ·そのため、国や広島県は交通関係機関を集めた会議を開催し、渋滞箇所の緊急交差点 改良や高速道を走る臨時輸送バスなど、常時のルールにとらわれない施策が実現。
- ・当事例をモデルに全国的に組織を立ち上げ。

【県修正案(新設)】

- ・九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント及び交通システムマネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会(以下、「検討会」という。)」を設置する。
- ·県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。
- ・検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成 員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- ・検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、 連携強化のための協議等を行うものとする。



流域治水の推進(風水害編 第2部第2章第1節)

【背景】

- ·今後の気候変動による水災害のリスクの増大に備えるためには、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる「流域治水」へ転換し、防災力向上を図ることが重要。
- ・国土交通省は管理する県内の一級水系を対象にあらゆる 関係者からなる「流域治水協議会」を設置し、緊急的に実施 すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として 令和3年3月に策定・公表。



·大分県でも二級水系(東部地区・北部地区・中部地区)において、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速させるため、令和3年6月から「流域治水協議会」を設置し、「流域治水プロジェクト」に取り組んでいる。

【県修正案】

(河川事業の基本方針)

·気候変動による水害リスクの増大に備えるため、各種防災保全事業との連携に加え、 流域に関わるあるゆる関係者(国、県、市町村、企業、住民等)が協働し、流域全体で 行う「流域治水」を推進する。



応援体制等の強化(地震・津波編 第2部第4章第2節、風水害編 第2部第4章第2節など)

【背景】

·全国的に大規模災害が頻発していることから、国は大規模災害発生時における人的 支援(応急対策職員派遣制度、復旧·復興支援技術職員派遣制度等)に関するマニュ アル整備等を進めている。

応急対策職員・・・発生後1~2か月程度、避難所の運営や罹災証明書の交付等を支援 復旧・復興支援技術職員・・・発災後3か月以降、災害復旧事業に係る設計・施工管理等を支援

【県修正案】

(活動体制の確立)

- ・県は、土木・建築職などの技術職員が不足する市町村への中長期派遣等を行うため、 技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるとともに、市町村間の相互応 援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ 要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、 以下の対策を講じることとする。
- ·県は訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟、災害時における円 滑な活用の促進を図る。

(復旧復興の基本方針)

・他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職 員派遣制度を活用する。



最近の施策の進展を踏まえた修正

大分県地震・津波防災アクションプランの中間見直しの反映(地震・津波編 第1部第4章第2節)

【背景】

- ・平成31年3月に公表した大分県地震被害想定調査結果等を踏まえ、地震・津波等による被害の最小化を図るため、平成31年度から令和5年度までの5箇年計画(大分県地震・津波防災アクションプラン)を策定。 大分県地域防災計画に基づいて実施する対策について、具体的な目標値を設定し、重点的・集中的に取り組む。
- ・最終目標を達成した指標の更なる推進やコロナ禍の社会への対応等、諸情勢の変化 に的確に対応するため、計画中間年にあたる令和3年度に中間見直しを実施。
 - →3つの柱、27の施策、97のアクションプラン項目を維持し、全56目標指標のうち、 22目標指標について見直し

【県修正案】

・地震・津波対策編の「減災目標と具体的な防災・減災対策」について、アクションプランの中間見直しで設定した指標、目標値に修正

(修正例)

- ·県民安全·安心メール及び防災アプリの登録数 (37,000人)
- → 県民安全·安心メール及び防災アプリの登録数 (149,000人)
- ·業務継続計画(BCP)策定市町村数(18市町村) →
- 受援計画策定市町村数(18市町村)

·地震体験車等による体験者数 (11,000人以上/毎年度) → 防災 V R 及び防災 啓発動画の視聴回数 (300,000回/毎年度)



指定地方公共機関(県社会福祉協議会)の追加(地震・津波編、風水害編 第1部第5章)

【背景】

- ·令和3年の災害対策基本法の改正で、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が 市町村の努力義務となり、福祉専門職(ケアマネージャー等)の参画が重要。
- ·自然災害が頻発化·激甚化する中、福祉避難所の確保やボランティアの円滑な受入れ 等を進めてい〈必要がある。
 - →県社会福祉協議会を指定地方公共機関に指定し、個別避難計画の作成やボラン ティアの受入れ等の連携を強化

指定地方公共機関とは、都道府県の地域において公営的事業等を営む法人で、知事が防災と密接な関係があると認めて指定した者

令和4年3月末時点で、輸送(県バス協会等)、医療(県医師会等)、報道(大分合同新聞社等)など 29機関を指定済

【県修正案】

- ・指定地方公共機関に県社会福祉協議会を追加し、下記イ~八の役割を記載
 - イ. 災害ボランティアに関すること
 - 口.避難行動要支援者の支援に関すること
 - 八、生活福祉資金の貸付に関すること



近年の地域防災計画の修正概要

	修正の背景	主な修正の内容
H 2 9	・熊本地震検証の反映	県多言語情報センターの設置 避難行動要支援者名簿の事前提供や個別避難計画作成 の取り組み推進 「避難準備情報」を「避難準備・高齢者避難開始」に変更
H 3 0	·九州北部豪雨、台風18号検証 の反映	自主防災組織など自助・共助の取組促進 県災害対策本部に「受援・市町村支援室」を新設 孤立した集落への通信手段確保
R 1	・避難勧告等に関するガイドライン改定・中津市耶馬溪の斜面崩壊や平成30年7月豪雨検証の反映・県地震被害想定調査の反映	住民避難行動を5段階のレベルに分け、情報と行動の対応 を明確化 局所的で甚大な被害が発生した場合の現地支援 防災重点ため池対策 県内の主要な活断層の被害想定見直し
R 2	・南海トラフ地震に備えた対応 の追加 ・令和元年度の災害検証を踏ま えた防災対策	災害リスクと必要な行動の理解促進 長期停電、通信障害への対応強化 被災者への物資支援の充実 避難所における感染症対策
R 3	・災害対策基本法の改正・新型コロナウイルス感染症対策・令和2年7月豪雨検証の反映	避難勧告・避難指示の一本化 避難行動要支援者の個別避難計画作成の努力義務化 避難所における感染症対策 情報連絡員等の活動強化 ハザードマップを活用した防災訓練の推進